

## 特定秘密保護法の廃止を求める意見書

特定秘密の保護に関する法律（以下、「特定秘密保護法」）は、昨年12月6日、参議院本会議において賛成多数により可決、成立した。

国会議論が慎重審議を求める中、また国会周辺を初め、全国各地で法案反対を求める多数の国民や全国の地方議会からの慎重審議を求める意見にもかかわらず採決されたことは極めて遺憾である。

現在、政府は、特定秘密保護法の年内施行に向け、政令や運用基準などの準備を進めている。政令や運用基準を定めることで、政府の恣意的な運用を防ぐとしているが、そもそも何が特定秘密なのかも不明であり、歯止めになるとは到底考えられない。

また、特定秘密を故意であれ、過失であれ、漏洩した公務員などには重罰が科せられ、特定秘密とは知らずに、その内容を知ろうとした国民も処罰され、未遂であっても、共謀や教唆、扇動したとみなされれば罰せられる。さらに、特定秘密を扱う公務員などに対し、適正評価が行われ、家族や同居者への身辺調査も実施される。その他、国会議員の国政調査権も著しく制限され、特定秘密の指定や解除を観察する機関を設置するというものの、どれだけ実行性があるか疑問である。

以上のおり、特定秘密保護法は、国民の知る権利や言論・表現の自由を保障した現憲法にも抵触している。よって、法の施行準備を中止し、直ちに廃止とすることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月30日

広島県庄原市議会